

田野町地域応援プレミアム付商品券指定店募集要項

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症により低迷した消費を喚起し、地域の中小商工業振興及び活性化に寄与するとともに、町民の生活支援を目的とするため、田野町地域応援プレミアム付商品券事業において、商品券を取り扱う指定店を募集する。

2. 応募資格・条件

田野町内において事業を営んでいる、事業所等を有する事業者。ただし、次に掲げる事業者は対象外とする。

- (1) 町民税等に滞納があるもの。
- (2) 事業所の代表者の住所が田野町住民基本台帳に登録されているものであっても、中芸地区以外で事業を行っているもの。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与するもの。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定に抵触するもの。
- (5) 法令又は公序良俗に反するもの。

3. 申込方法

指定店の登録を希望する事業者は、「田野町地域応援プレミアム付商品券指定店登録申請書」に必要事項を記入の上、田野町役場まちづくり推進課に提出するものとする。郵送又はファックスにより提出も可とする。

4. 申込期間

- (1) 第1次受付期間は受付を開始する日から令和2年8月31日（月）までとする。
- (2) 前号期間内に指定店として登録した事業者は、商品券購入対象者に対して指定店一覧表にまとめて事前に周知することができる。
- (3) 第1号の期間後に指定店に登録された事業者については、全指定店を取りまとめ町ホームページにより周知するものとする。

5. 指定店の登録

町は、指定店の登録をした事業者については、指定店登録証及び商品券取扱店ポスターを速やかに送付するものとし、指定店は当該ポスターを店頭に掲げ、事前に商品券指定店であることを周知すること。

また、随時に指定店に登録された事業者については、随時同様の対応を行うものとする。

6. 商品券の概要

- (1) 商品券は、額面500円、20枚の10,000円分（内、全店舗共通券16枚、小規模店舗専用券4枚）を令和2年9月1日において田野町住民基本台帳に記録されている世帯主を対象に販売する。
- (2) 商品券の使用期間は、使用の開始日から令和3年3月31日までとする。
- (3) つり銭は出さないものとする。
- (4) 次に掲げる物品又は役務は、商品券の使用対象外とする。
 - ア 不動産、金融商品、たばこ、医療費
 - イ 商品券、プリペイドカードその他の換金性の高いもの
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定に抵触するもの
 - エ 国税、地方税、使用料などの公租公課
 - オ その他、町が適当でないと思えたもの

7. 商品券の換金

- (1) 換金手続 田野町役場まちづくり推進課
- (2) 換金手数料 無料
- (3) 換金期間 換金の請求期間は令和2年9月30日（水）から令和3年4月9日（金）までとし、役場開庁日の午前9時から午後5時までとする。

8. 注意事項

指定店は、田野町地域応援プレミアム付商品券事業実施要綱及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定店は、商品券取扱ポスターを店頭に掲げること。
- (2) 商品券のうち、全店舗共通券は全ての指定店が取扱うことができるものとするが、小規模店舗専用券は本店及び本部が町外にあるチェーン店の小売店では取扱いができないものとする。
- (3) 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- (4) 商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を町に連絡すること。
- (5) 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。

9. 登録の取り消し

町は、指定店がこの要項に反すると判断した場合は、指定店の登録を取り消すことができる。

10. 申し込み・問い合わせ先

〒781-6410 田野町1828番地5

田野町役場 まちづくり推進課 商品券係

TEL：0887-38-2813 FAX：0887-38-2044